



関市 洞戸村 板取村 武儀町 上之保村

第4号

2003.11.15

関市・武儀郡4町村

合併協議会だより



洞戸村 キウイマラソン大会



武儀町 津保川産業祭



関市 古式日本刀鍛錬打初式



板取村 世界選手権バイクトライアル日本大会



上之保村 土まみれ・汗まみれ・泥んこ体験

**第四回合併協議会が
開催されました**

八月十九日午後一時三十分より関市役所大会議室において、第四回合併協議会が開催されました。

本会では、第三回合併協議会で継続協議を含め、次の項目について協議されました。

- ① 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- ② 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- ③ 支所の取扱いについて
- ④ 一般職員の身分の取扱いについて
- ⑤ 特別職の身分の取扱いについて
- ⑥ 地域審議会の取扱いについて
- ⑦ 条例、規則の取扱いについて
- ⑧ 事務組織及び機構の取扱いについて



第四回合併協議会の内容

第四回関市・武儀郡4町村合併協議会において、次の事項について協議がされました。

協議事項

- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
定数、在任期間など意見の相違により、継続協議となりました。
- 2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
農業委員会の設置数や在任期間など意見の相違により、継続協議となりました。
- 3 支所の取扱いについて
支所及び出張所が受け持つ業務内容の範囲や設置数など意見の相違により、継続協議となりました。
- 4 一般職員の身分の取扱いについて
調整案のとおりで項目の内容が確認されました。次回協議会での承認事項となりました。
- 5 特別職の身分の取扱いについて
調整案のとおりで項目の内容が確認されました。次回協議会での承認事項となりました。
- 6 地域審議会の取扱いについて
調整案のとおりで項目の内容が確認されました。次回協議会での承認事項となりました。

5 特別職の取扱い	6 地域審議会の取扱い	7 条例、規則の取扱い	8 事務組織及び機構の取扱い
4町村の常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては、原則として全員失職となっているが、特別の事由があると認められる場合は、5市町村の長が別に協議して定めるものとする。非常勤の特別職の身分の取扱いについては、それぞれの職の必要性を検討し、調整を行う調整案のとおりでよい。	区域を関市に編入する前の洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の区域ごとに地域審議会を設置する調整案のとおりでよい。	関市の条例、規則を適用する。ただし、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村のみに適用のある条例、規則のうち必要なものは、関市に引き継ぐものとする。各種事務事業は、その調整内容に基づき整理を行なうものとする調整案のとおりでよい。	「協議事項3号支所の取扱いについて」に関係することから、幹事会で検討し、次回に協議する。
4町村の常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては、原則として全員失職となっているが、特別の事由があると認められる場合は、5市町村の長が別に協議して定めるものとする。非常勤の特別職の身分の取扱いについては、それぞれの職の必要性を検討し、調整を行う調整案のとおりでよい。	区域を関市に編入する前の洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の区域ごとに地域審議会を設置する調整案のとおりでよい。	関市の条例、規則を適用する。ただし、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村のみに適用のある条例、規則のうち必要なものは、関市に引き継ぐものとする。各種事務事業は、その調整内容に基づき整理を行なうものとする調整案のとおりでよい。	「協議事項3号支所の取扱いについて」に関係することから、幹事会で検討し、次回に協議する。
4町村の常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては、原則として全員失職となっているが、特別の事由があると認められる場合は、5市町村の長が別に協議して定めるものとする。非常勤の特別職の身分の取扱いについては、それぞれの職の必要性を検討し、調整を行う調整案のとおりでよい。	区域を関市に編入する前の洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の区域ごとに地域審議会を設置する調整案のとおりでよい。	関市の条例、規則を適用する。ただし、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村のみに適用のある条例、規則のうち必要なものは、関市に引き継ぐものとする。各種事務事業は、その調整内容に基づき整理を行なうものとする調整案のとおりでよい。	「協議事項3号支所の取扱いについて」に関係することから、幹事会で検討し、次回に協議する。
4町村の常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては、原則として全員失職となっているが、特別の事由があると認められる場合は、5市町村の長が別に協議して定めるものとする。非常勤の特別職の身分の取扱いについては、それぞれの職の必要性を検討し、調整を行う調整案のとおりでよい。	区域を関市に編入する前の洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の区域ごとに地域審議会を設置する調整案のとおりでよい。	関市の条例、規則を適用する。ただし、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村のみに適用のある条例、規則のうち必要なものは、関市に引き継ぐものとする。各種事務事業は、その調整内容に基づき整理を行なうものとする調整案のとおりでよいが、武儀町だけにある特別な条例、規則について配慮されたい。	「協議事項3号支所の取扱いについて」に関係することから、幹事会で検討し、次回に協議する。
4町村の常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては、原則として全員失職となっているが、特別の事由があると認められる場合は、5市町村の長が別に協議して定めるものとする。非常勤の特別職の身分の取扱いについては、それぞれの職の必要性を検討し、調整を行う調整案のとおりでよい。	区域を関市に編入する前の洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の区域ごとに地域審議会を設置する調整案のとおりでよい。	関市の条例、規則を適用する。ただし、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村のみに適用のある条例、規則のうち必要なものは、関市に引き継ぐものとする。各種事務事業は、その調整内容に基づき整理を行なうものとする調整案のとおりでよい。	「協議事項3号支所の取扱いについて」に関係することから、幹事会で検討し、次回に協議する。

7 条例、規則の取扱いについて

調整案のとおりで項目の内容が確認されました。次回協議会での承認事項となりました。

8 事務組織及び機構の取扱いについて

支所及び出張所が受け持つ業務内容の範囲や設置数など「協議事項3号支所の取扱いについて」に関係することから、継続協議となりました。

各市町村の八項目に関する意見の要約は表のとおりです。

また、協議事項六件について事務局から内容の説明があり、次回以後に協議されます。

- ① 地方税の取扱い
 - ② 一部事務組合等の取扱い
 - ③ 町名・字名の取扱い
 - ④ 慣行の取扱い
 - ⑤ 国民健康保険事業の取扱い
 - ⑥ 介護保険事業の取扱い
- なお、詳細については次号で報告します。



	1 議会の議員の定数及び任期の取扱い	2 農業委員の定数及び任期の取扱い	3 支所の取扱い	4 一般職員身分の取扱い
関市	前回と同様(参考2 合併後に増員選挙を行い、任期まで27名が努め、その後関市の現定数23名を尊重したい。)	前回と同様(参考4 任期一杯在任し、その後は選挙による委員の定数30名以内で行う)合併の根本は行財政改革にあることから意見は変わっていない。	前回(武儀町・上之保村で支所1、出張所1を設置し、洞戸村・板取村で支所1、出張所1を設置する。)と同様。1支所、1出張所の2地域で見解をまとめている。	4町村の一般職員についてはすべて関市の一般職員として引き継ぐものとし、均衡に配慮し、取り扱うものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする調整案のとおりでよい。
洞戸村	前回と同様(参考3 合併後に増員選挙を行い27名にし、その後さらに、一般選挙を27名で行う)	三つの委員会設置を希望する。(参考6 関市、武儀町・上之保村、洞戸村・板取村で3つの委員会を設置。前回希望した期間の延長は不要)	前回と同様。支所を設置し10年間は存続させ住民サービスを維持。事務局が検討し、次回に提案することを希望する。	4町村の一般職員についてはすべて関市の一般職員として引き継ぐものとし、均衡に配慮し、取り扱うものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする調整案のとおりでよい。
板取村	前回と同様(参考5 現行71名の議員は合併後もそのまま在任し、その後一般選挙を行い、定数特例で27名にする)ただし、定数特例の議員定数1名を2名に変更したい。	前回と同様(参考6 関市、武儀町・上之保村、洞戸村・板取村で3つの委員会を設置)	前回と同様。支所は命。関市の意向では出張所となる公算が大きいが、支所とされたい。	4町村の一般職員についてはすべて関市の一般職員として引き継ぐものとし、均衡に配慮し、取り扱うものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする調整案のとおりでよい。
武儀町	内部で在任特例と定数特例のふたつの意見がある。今回の協議会の意見をお聞きし判断したい。	前回と同様(参考6 関市、武儀町・上之保村、洞戸村・板取村で3つの委員会を設置)現地確認等の業務は一つの委員会では対応が難しいとの判断から、三つの委員会を希望する。(委員の定数は問題にしていない)	前回と同様。住民サービスの観点から4町村に総合支所を置き、当分の間は長(支所長)の予算執行権が必要。	4町村の一般職員についてはすべて関市の一般職員として引き継ぐものとし、均衡に配慮し、取り扱うものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする調整案のとおりでよい。
上之保村	参考3とする。(合併後に増員選挙を行い27名にし、その後さらに、一般選挙を27名で行う)ただし、議員1名では不安とする意見が多い。	前回と同様(参考6 関市、武儀町・上之保村、洞戸村・板取村で3つの委員会を設置)複数設置を希望。	前回と同様。4町村への支所設置を切望する。下水道のアクシデントなど地域的な特性もある。地域文化の伝承や地場産業の育成など、穏やかな行財政改革の中で住民が安心して合併に参加できるように配慮されたい。	4町村の一般職員についてはすべて関市の一般職員として引き継ぐものとし、均衡に配慮し、取り扱うものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする調整案のとおりでよい。

協議事項の調整方針案

協議事項4号 一般職員の身分の取扱い

【調整方針】

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の一般職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて関市の一般職員として引き継ぐものとする。

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の一般職員の身分の取り扱いについては、関市の一般職員との均衡に配慮し、取り扱うものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（職員の身分の取扱い）

- 第九条** 合併市町村は、その協議により市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。
- 2** 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

協議事項5号 特別職の身分の取扱い

【調整方針】

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の常勤の特別職及び教育長の身分の取り扱いについては、特別の事由があると認められる場合は、5市町村の長が別に協議して定めるものとする。

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の非常勤の特別職の身分の取り扱いについては、それぞれの職の必要性を検討し、調整を行うものとする。

協議事項6号 地域審議会の取扱い

【調整方針】

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、区域を関市に編入する前の洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の区域ごとに地域審議会を設置する。

各地区の地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項については、次のとおり定めるものとする。

地域審議会の設置に関する協議案

【設置】

- 第1条** 市町村の合併の特例に関する

る法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、区域を関

市に編入する前の武儀郡洞戸村・板取村・武儀町及び上之保村の区域ごとに地域審議会（以下「審議会」という）を設置する。

【名称】

第2条

名称	設置区域
関市洞戸地域審議会	合併前の洞戸村の区域
関市板取地域審議会	合併前の板取村の区域
関市武儀地域審議会	合併前の武儀町の区域
関市上之保地域審議会	合併前の上之保村の区域

【設置期間】

- 第3条** 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

【所掌事項】

第4条 審議会は、新市の設置区域ごとに市長の諮問に応じて当該区域に係る次の事項を審議し、答申するものとする。

- 1 新市建設計画の変更に関する事項
- 2 新市建設計画の執行状況に関する事項
- 3 地域振興のための基金の活用に関する事項
- 4 新市の基本構想の作成及び変更

に関する事項

- 5 その他市長が必要と認める事項
- 2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

【組織】

第5条 各審議会は、委員10名以内

で組織する。

- 2 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域に存する事業所等に勤務する者で、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- 1 公共的団体等を代表する者
- 2 学識経験を有する者
- 3 公募により選任された者

- 3 前項第3号の委員の人数は3名以内とする。

【任期】

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げないものとする。
- 3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったとき、又は当該区域に存する事業所等に勤務しなくなったときは、その職を失う。

【会長及び副会長】

第7条 各審議会に会長1名及び副

会長1名を置き、それぞれ互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【顧問】

第8条 各審議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は必要に応じて助言することができるとができる。

【会議】

第9条 審議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、毎年1回以上開催するものとする。又、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会議は、原則公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、出席委員の半数以上の賛成をもって非公開とすることができる。

【意見聴取等】

第10条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、

説明その他の協力を求めることができる。

【庶務】

第11条 審議会の庶務は、各区域の支所において処理するものとし、必要に応じて本庁において連絡調整を行う。

【補則】

第12条 この協議に定めるものの他、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

【附則】

この協議は、平成17年2月1日から施行する。

市町村の合併の特例に関する法律(抜粋)
(地域審議会)

第五条の四 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

協議事項7号 条例 規則の取扱い

【調整方針】

関市の条例、規則を適用する。

ただし、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村のみに適用のある条例、規則のうち必要なものは、関市に引き継ぐものとする。

各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則については、その調整内容に基づき整理を行うものとする。

協議事項8号 事務組織及び機構の取扱い

【調整方針】

新市における事務組織及び機構については、次の整備方針に基づき整備する。

- (1) 各種の行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- (2) 市民にとって親しみやすく、利用しやすい組織・機構
- (3) 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- (4) 簡素で効率的な組織・機構

第二回新市建設計画作成
小委員会が開催されました

十月二日に関市役所において、第二回新市建設計画作成小委員会が開催されました。

今回の協議内容は、七月に実施した住民アンケート(関市・武儀郡4町村に居住する十八歳以上の住民より無作為に抽出した八千五百名を対象とした)結果報告のほか、建設計画に係る人口の推移など事務局から説明が行われました。

また、今後のまちづくりについて各委員さんより貴重な意見を頂きました。



住民アンケート結果の概要

調査の目的

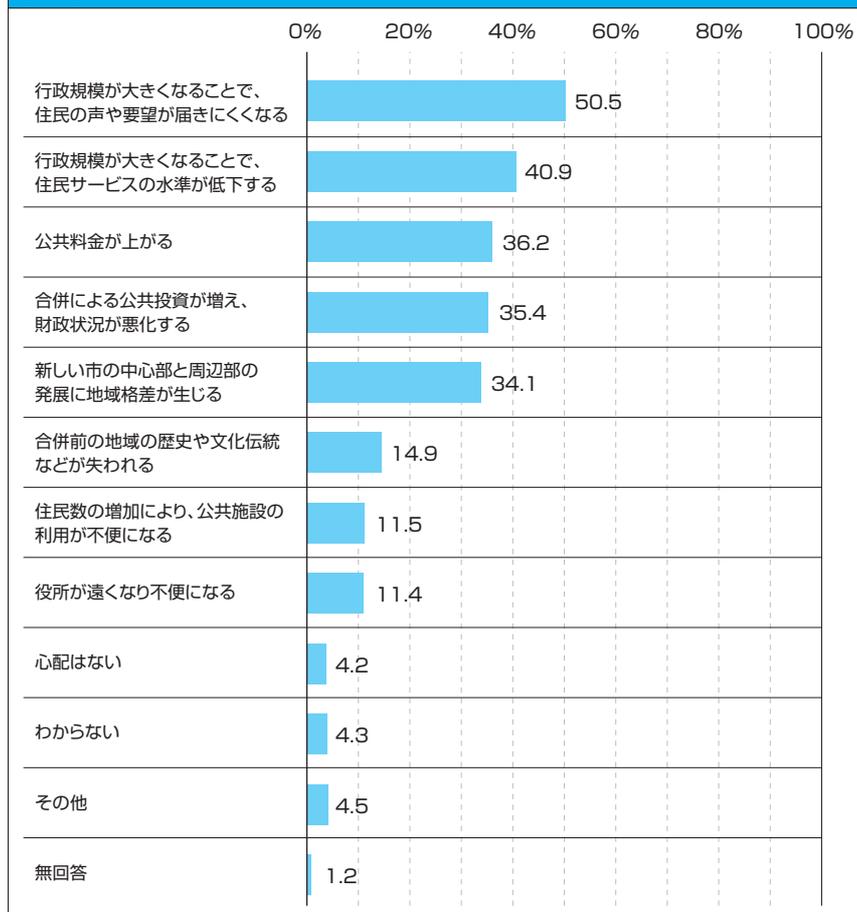
この「市町村合併に関する住民アンケート」調査は、関市・武儀郡4町村合併協議会が『新市建設計画』を策定するにあたり、市町村合併に向け、構成市町村内に居住する住民の生活意識や生活環境をはじめとする新しいまちづくり全般に対する意向を把握し、計画に反映するために実施しました。

調査の方法は、関市・洞戸村・板取村・武儀町・上之保村地域内に居住する18歳以上の住民基本台帳より無作為抽出した8,500人が対象で、郵送による配布・回収、自記入式とし、7月に実施しました。

回収状況は、配布数8,500票に対し、回収数3,386票で有効回収率39.8%（男性44.4% 女性54.5% 無回答1.1%）です。



【図1】



市町村合併に対する不安としては、「行政の規模が大きくなることで、住民の声や要望が届きにくくなる」が最も多く、50・5%となっています。次いで、「行政の規模が大きくなることで、住民サービスの水準が低下する」が40・9%、「公共料金上がる」が36・2%、「合併による公共投資が増え、財政状況が悪化する」

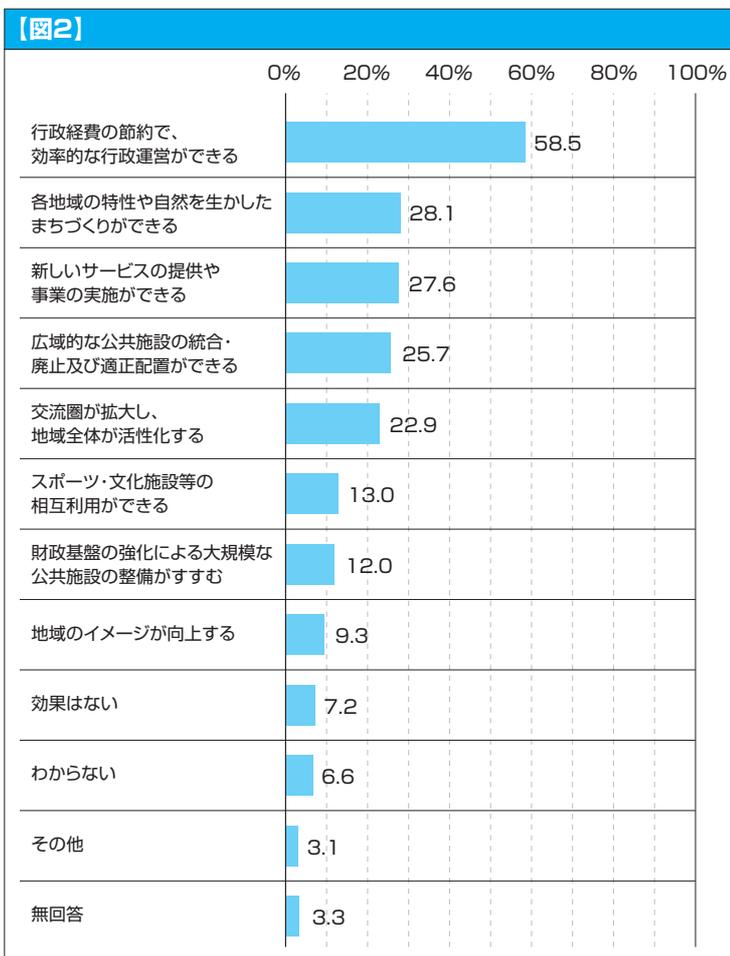
が35・4%、「新しい市の中心部と周辺部の発展に地域格差が生じる」が34・1%と続いています。【図1】
回答結果からは、行政規模の拡大に伴い従前に受けていた行政サービスが受けられなくなるのでは、という不安が多いことがうかがえるとともに、住民負担が増えることへの懸念が持たれていることもうかがえます。

問

市町村合併において、どのようないじょうが心配ですか。

問

合併後のまちづくりについて、あなたはどのような効果を期待しますか。



市町村合併に対して期待される効果については、「市町村が1つにまとまることで、議員や職員数が減るなどの行政経費が節約され、効率的な行政運営ができる」が最も多く、58.5%となつています。次いで、「各地域(市町村)の特性や恵まれた自然を生かしながら、新しいまちづくりを行うことができる」が28.1%、「福祉や建設などの専門職員の配置により、合併前の地域(市町村)では、できなかった新しいサービスの提供や事業の実施ができる」が27.6%、「広

域的な視点に立つて、公共施設の統合・廃止及び適正配置ができる」が25.7%、「文化や経済の交流圏が拡大し、地域全体が活性化される」が22.9%と続いています。【図2】

行政経費の節約による効率的な行政運営の実現に対する期待が、6割近くの間答となつており、この点への住民の期待が大きいことがうかがえます。また、特色のある新しいまちづくりや交流圏の拡大による地域全体の活性化への期待もうかがえます。

問

合併後の新市は、どのような地域になればよいと思いますか。



合併後の将来像については、「水と緑を大切に自然豊かなまち」が最も多く47.5%となつています。次いで、「高齢者、障害者、幼児が安心して暮らせる福祉のまち」が45.7%、「医療や保健サービスが充実した健康なまち」が41.5%、「工場や企業が立地する産業のまち」が20.9%、「地域に伝承される歴史や技

術を大切に伝統文化のまち」が18.7%、「教育環境が充実し、子供たちを健全に育てる教育のまち」が17.9%と続いています。【図3】

新しい町の将来像としては、豊かな自然環境が保全される中で、保健・医療・福祉が充実したまちを望んでいることがうかがえます。

問

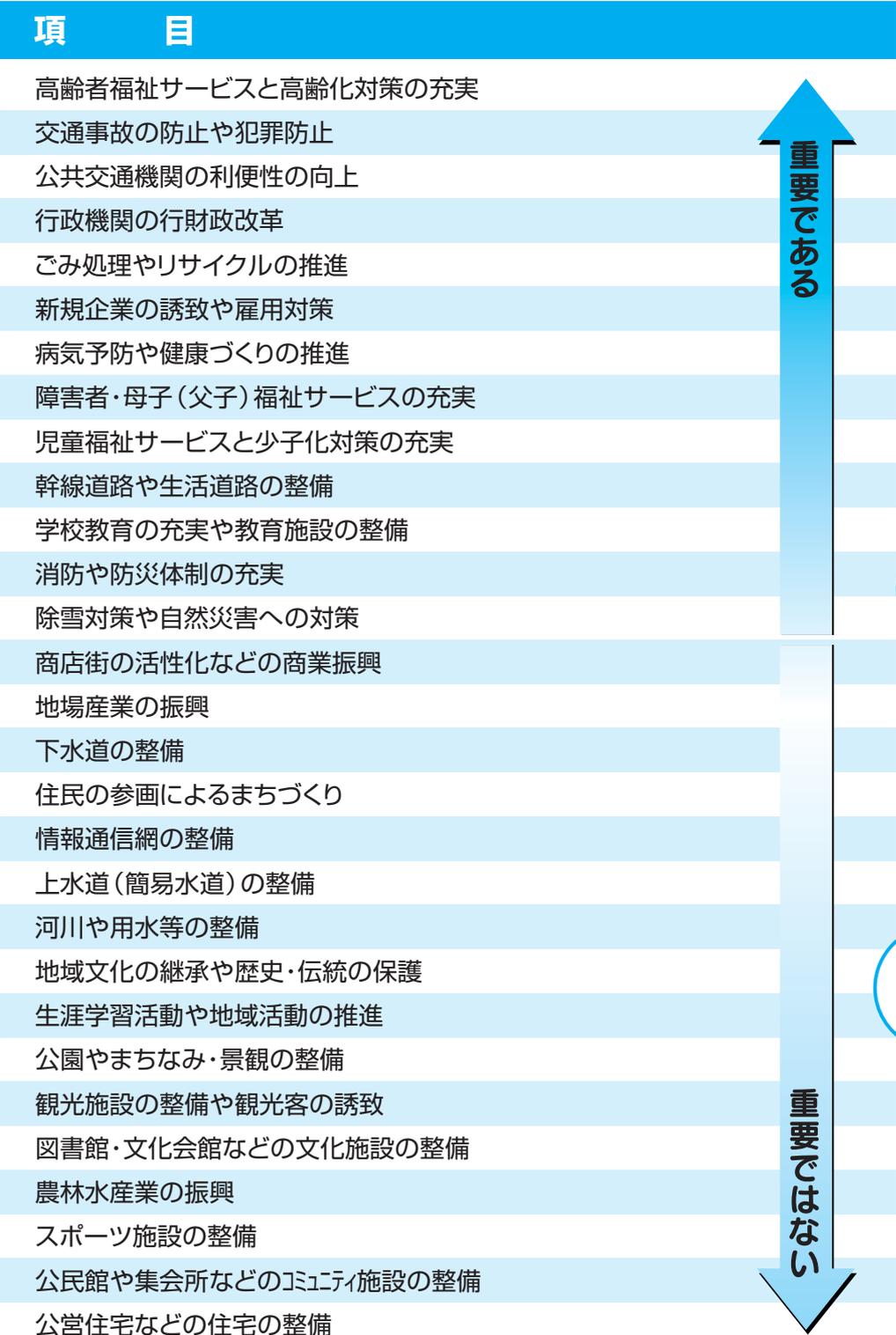
合併後、あなたが住んでいる地域が発展するために、新市が実施する施策として、重要と思われるものはどれですか。

合併後、新市が実施すべき施策の重要度について、生活環境に関する項目に対し「とても重要」から「重要ではない」の5段階で評価をいただいています。

このうち、「とても重要」と「やや重要」を合わせた「重要」の回答割合を見ると、「高齢者福祉サービスと高齢化対策の充実」が最も多く次いで、「交通事故の防止や犯罪防止」「公共交通機関の利便性の向上」と続いています。

このことから選択項目全てにわたり、重要性があるとの回答結果となっておりますが、特に、高齢者福祉や障害者福祉、交通事故防止や防犯、交通機関の利便性、行財政改革、ごみ処理・リサイクルなどが重要視されています。

一方、「あまり重要ではない」と「重要ではない」を合わせた回答割合を見ると、「公営住宅などの住宅の整備」が最も多く次いで「公民館や集会場などコミュニティ施設の整備」「スポーツ施設の整備」等となっています。



	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関の充実 道路の整備 通信・情報化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関の充実 道路の整備 通信・情報化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関の充実 河川の整備 市街地の整備 通信・情報化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関の充実 道路の整備 通信・情報化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関の充実 道路の整備 河川の整備 通信・情報化の推進
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護の推進 ごみ収集・処理の推進 防犯対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護の推進 上下水道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 子供の遊び場の整備 環境美化の推進 自然保護の推進 森林・水の保護・保全 	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護の推進 環境美化の推進 子供の遊び場の整備 ごみ収集・処理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 森林・水の保護・保全 自然保護の推進 環境美化の推進
健康・安全	<ul style="list-style-type: none"> 医療の充実 交通安全の推進 保健施設・事業の整備・推進 	<ul style="list-style-type: none"> 雪対策の充実 医療の充実 禁煙の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 雪対策の充実 医療の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 防災・防犯対策の充実 医療の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 医療の充実 交通安全の推進 保健施設・事業の整備・推進
福祉	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者対策の充実 児童福祉・保育所の充実 地域福祉の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者対策の充実 児童福祉・保育所の充実 地域福祉の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者対策の充実 地域福祉の充実 心身障害者福祉の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者対策の充実 少子化対策の推進 地域福祉の充実 児童福祉・保育園の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者対策の充実 児童福祉・保育所の整備 少子化対策の推進
教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> 社会体育の充実 歴史・伝統の維持 青少年健全育成の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育の充実 社会体育の充実 社会教育の充実 青少年健全育成の推進 幼児教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史・伝統の維持 義務教育の充実 学校同士の交流 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年健全育成の推進 生涯教育の充実 義務教育の充実 学校同士の交流 歴史・伝統の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育の充実 高校・大学等の高等教育の充実 社会体育の充実 生涯教育の充実
産業	<ul style="list-style-type: none"> 観光の振興 工業・企業の誘致 地場産業の振興 	<ul style="list-style-type: none"> 観光の振興 雇用の確保 商業振興 中小企業対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 商業の振興 	<ul style="list-style-type: none"> 工業・企業の誘致 観光の振興 雇用の確保 地場産業の振興 商業の振興 	<ul style="list-style-type: none"> 工業・企業の誘致 林業の振興
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特色を生かしたまちづくり 施設・組織・活動の充実 自然を生かしたまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり活動・人材育成の推進 地域の特色を生かした活性化 新市内での人の交流 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特色を生かした活性化の推進 地域間交流の拡充 新市内での人の交流 	<ul style="list-style-type: none"> イベントの充実 自然を生かしたまちづくり 施設・組織・活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 施設・組織・活動の充実 自然を生かしたまちづくり イベントの充実
行財政	<ul style="list-style-type: none"> 行政運営の充実・効率化 財政の強化・効率化 議員・職員の削減 	<ul style="list-style-type: none"> 平等な行政の実現 役場機能の維持 議員・職員の削減 財政の強化・効率化 平等な行政 住民参加の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 役場機能の維持 平等な行政の実現 議員・職員の削減 財政の強化・効率化 住民の声を大切に する 	<ul style="list-style-type: none"> 平等な行政の実現 財政の強化・効率化 議員・職員の削減 	<ul style="list-style-type: none"> 平等な行政の実現 過疎化対策の推進 役場機能の維持
合併問題	<ul style="list-style-type: none"> 飛び地への対策 他の合併方法を検討 合併に反対 	<ul style="list-style-type: none"> 他の合併方法を検討 合併に反対 住民不在の合併である 旧地名を残すべき 新市名に不満 	<ul style="list-style-type: none"> 合併に反対 住民不在の合併である 他の合併方法を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 他の合併方法を検討 編入合併に不満 住民不在の合併である 新市名に不満 	<ul style="list-style-type: none"> 住民不在の合併 他の合併方法を検討 合併に反対
その他	<ul style="list-style-type: none"> 住みやすい町に 公共料金の適正化 若者の定着を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 住みやすいまちに 鳥獣害対策の充実 まちの活性化 公共料金の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> 自然を生かしたまちづくり 住みやすいまちに 	<ul style="list-style-type: none"> 住みやすい町に 若者の定着 公共料金の適正化 鳥獣害対策の充実 優秀な人材のUターン促進 	<ul style="list-style-type: none"> 若者の定着 住みやすい町に 市民の意識改革 地積調査の実施

問
 関市・洞戸村・板取村・武儀町・上之保村の将来について、あなたの夢やアイデア、
 ご意見やご要望等がございましたら、ご自由に書きください。

市町村別に、アンケートに記載された回答者の意見や要望等について
 主なものを掲載しました。

市町村の紹介

上之保村



村章

村の概要

岐阜県のほぼ中央部で、長良川の支流、津保川の最上流部に位置し、



総面積の92%が山林で占められ気候温和で、緑に包まれた美しい自然環境の地域です。
この山林の豊かな資源を使用した「デカ木住宅」の産地として知られ、木のやさしさやぬくもりなど木造住宅の良さを再認識してもらおう情報発信や地場産業を生かした素材生産など地域経済の活性化に期待が寄せられています。

名所・旧跡

「鳥屋市不動堂」

村内五十五体のうち半数近い二十二体の円空仏が安置されています。なかでも日本に一体しかないという尼僧像が有名です。

「西国三十三観音塔」

中部地方にしか見られない一枚岩に三十三体の観音様が浮き彫りされた観音塔です。村内には九カ所に点在しています。

おもな公共施設

「上之保温泉 ほほえみの湯」

今年4月に内風呂が完成し、本格オープンした温泉浴場で、泉質分類から単純温泉で、小山西頂に建設されたため、目前に女夫山がそびえ、眼下には美しい田園風景が一望できる露天風呂がメインとなっています。

「かみのほ木センター」

上之保村の木「ひのき」をふんだんに使用し、「デカ木住宅の村」のシンボルとなる木造建築で、多目的ホール・中央公民館・保健センターの機能を兼ね備えた複合施設です。

公園

「やすらぎの郷」

奥山キャンプ場・たくみの館・ふれあいの館・バターゴルフ場・野外ステーション・炭焼き小屋・バーベキュー棟と自然を満喫できる施設がいっぱいです。

その他の施設

「ふるさと会館」

(ハートランドかみのほ)
ゆずを使った村の特産品「さわやかゆじゆ」などを販売しています。その他研修室・調理室があり、村の婦人グループ等が利用しています。

おもなイベント

- 「新春ジョギング大会」 元旦
- 「つくるっ！ヘルシー食品」 3月中旬
- 「田空さんに挑戦」 7月上旬
- 「ええとこ上之保夏まつり花火大会」 8月12日(隔年)
- 「秋のちよっとい体験inかみのほ」 9月中旬
- 「土まみれ・汗まみれ・泥んこ体験」 11月中旬
- 「津保川産業祭」 11月上旬(隔年)



町の概要

岐阜県のほぼ中央部で、長良川の支流、津保川の上流部に位置し、改元とともに平成のある町として全国的に脚光を浴びました。

豊かな自然は、町の総面積90%が山林で占められ、椎茸の原木栽培が盛んな地域です。

この自然の恵みを生かした地場産業による素材生産など地域経済の活性化に期待が寄せられています。

名所・旧跡

【日龍峯寺・本堂】

岐阜県下最古の寺で、本堂前方が舞台作りで京都の清水寺に似ていることから、美濃清水の異名を持っています。

【日龍峯寺・多宝塔】

鎌倉尼將軍の寄進による多宝塔は、国の重要文化財指定を受けています。山頂に在るため、眺望が良く、四季折々の自然豊かな名所です。

【お宮の清水】

温井（ぬくい）地内の白髭神社境内の一角にこんこんと湧き出る清水で、昭和六十一年には岐阜県名水五十選に指定されました。

【八滝】

八滝ウッドランド内にある落差12mの滝。滝壺の間近から眺めることができます。

おもな公共施設

【道の駅 平成】

主要地方道関金山線、津保川の畔に建つこの駅は「地球でいちばん素敵ないなかまち」を目指す武儀町の情報発信・交流拠点としてドライバーの



公園

【平成自然公園】

改元を記念して作られた公園。芝生広場、木製遊具のほか木製遊歩道を登った山頂からは、山並みを眺望できます。

【八滝ウッドランド】

雨天でも安心な屋内キャンプファイアー場、広大な芝生広場に野外ステージ、シャワー、マウンテンバイクのレンタルなど施設が充実。緑に囲まれた自然豊かなキャンプ場です。

【多良木公園】

武儀町のインフォメーションセンターでもある多良木公園は、町の玄関口

休息の地、各種イベントや会合の場として利用されています。

に位置する場所にあります。きのこの形を模したきのこハウスの周りには緑がいつばい、観光客も町民もゆつたり自然に親しめます。

その他の施設

【武儀町生涯学習センター】

【人口重心地モニュメント】

おもなイベント

【平成山から初日の出を見る会】 元旦

【日本平成村エコピアデー】 6月中旬

【サマーフェスタin日本平成村】

【生涯学習振興大会】 8月中旬

【津保川産業祭】 11月3日

【生涯学習振興大会】 11月上旬(隔年)

第五回合併協議会の内容

第五回合併協議会が、十一月十日(月)に
関市役所で開催され、次の十四件について協
議されました。

- ### 承認事項
- 1 一般職員の身分の取扱いについて
 - 2 特別職の身分の取扱いについて
 - 3 地域審議会の設置について
 - 4 条例、規則の取扱いについて
 - 5 平成15年度関市・武儀郡4町村合併協議会
補正予算について

- ### 協議事項
- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
 - 2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに
ついて

- ### 協議事項
- 3 支所の取扱いについて
 - 4 事務組織及び機構の取扱いについて
 - 5 地方税の取扱いについて
 - 6 町名・字名の取扱いについて
 - 7 慣行の取扱いについて
 - 8 国民健康保険事業の取扱いについて
 - 9 介護保険事業の取扱いについて

また、次回(第6回)での協議事項三件につい
て事務局から説明がありました。

- 1 使用料、手数料等の取扱い
- 2 公共的団体等の取扱い
- 3 補助金、交付金等の取扱い



合併に関する Q&A

Q 日本国内において小さな村でも立派に地域おこしに成功している例はありますが、合併後はどうなるのですか？

A 合併後でも、当該地域における個性のあるまちづくりや地域おこしは可能であると考えます。例えば、地域の生活及び伝統文化は、旧市町村の区域ごとに設置できる地域審議会のような組織を設立し、それを通じて対応することも考えられます。

Q 財政力等の格差がある市町村が合併する場合、合併効果が不平等になることへの不満があるのではないですか？

A 次の理由により合併効果が不平等になることは少ないと考えます。

1. 住民の立場からすれば、通勤地・通学地等を含めた生活圏の一体的な発展が図られることの方が望ましいと考えられます。
2. 以下に示すような国による財政措置があるので、これにより財政力の差を埋めることができると考えます。
 - ・ 公共料金は正格差、土地開発公社の経営健全化等の合併後需要に対し、特別交付税が措置されます。
 - ・ 行政水準や住民負担水準の格差是正のために普通交付税による財政措置がなされます。

合併協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則公開としています。どなたでも傍聴できますので、お気軽にお越しください。なお、開催日時・会場等については、事前に事務局までお問い合わせください。



各市町村人口・世帯数・面積

平成12年度国勢調査

区 分		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	計
人口総数	人	74,438	2,316	1,921	4,220	2,483	85,378
世帯数	世帯	24,086	736	659	1,168	744	27,393
総面積	km ²	102.51	40.08	187.35	65.27	49.32	444.53

編集・発行

関市・武儀郡4町村合併協議会

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地 関市役所6階 TEL 0575-23-9960 FAX 0575-23-9907
URL <http://www.city.seki.gifu.jp/chuno-gappei/> E-Mail chuno-g@atlas.plala.or.jp



合併協議会だよりは、古紙配合率100%の再生紙と、地球に優しい植物性大豆インキを使用しています。